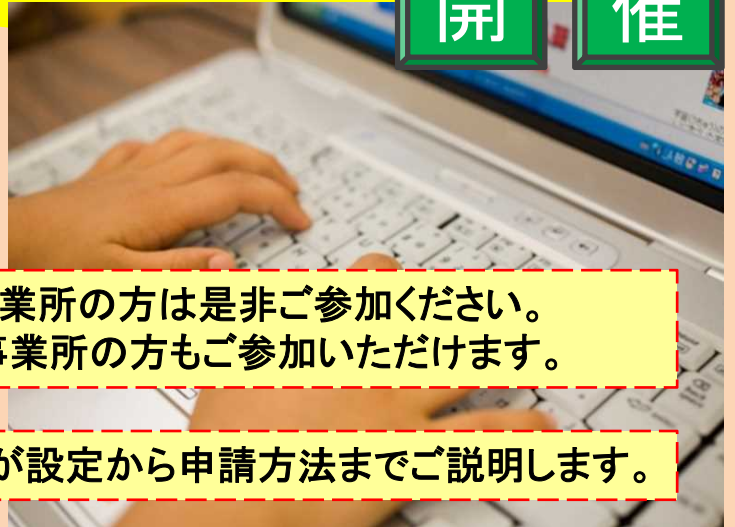


雇 用 保 険

電子申請事務手続き説明会

開 催

2020年4月から特定の法人について電子申請が義務化されます。(裏面をご覧ください)



電子申請の準備がお済でない事業所の方は是非ご参加ください。今回、義務化の対象とならない事業所の方もご参加いただけます。



雇用保険電子申請アドバイザーが設定から申請方法までご説明します。

2020

会 場

2/25
(火)

ハローワーク土浦3階会議室
(土浦市尖塚1838)

13:30～15:00 (13:00受付開始)

対象者

電子申請による雇用保険手続きをお考えの事業主、事務担当者の方

申込方法

茨城労働局雇用保険電子申請事務センターで受け付けます。
下欄に必要事項を記入してFAXいただくか、お電話でお申し込みください。定員(80名)になり次第締め切ります。

申込み・
問合せ先

茨城労働局雇用保険電子申請事務センター
【電話】029-277-8007 【FAX】029-277-8003

申込者記入

2/25 雇用保険電子申請事務手続き説明会に参加を申し込みます。

事業所名

参加者名

電話番号



茨城労働局

茨城県内各ハローワーク

2020年4月から特定の法人について 電子申請が義務化されます。

現在、政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、**特定の法人の事業所**が社会保険・労働保険に関する**一部の手続**を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

特定の法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

一部の 手続とは

健康保険 厚生年金保険

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届

労働保険

- 継続事業（一括有期事業を含む。）を行う事業主が提出する以下の申告書
 - ・ 年度更新に関する申告書（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
 - ・ 増加概算保険料申告書

雇用保険

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者転勤届
- 高年齢雇用継続給付支給申請
- 育児休業給付支給申請

（注意事項）

- 1 2020年4月以降に開始される**各特定の法人の事業年度から**適用されます。
- 2 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、対象となる特定の法人に代わって手続を行う場合も含まれます。
- 3 **以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により届出が可能です。**
 - (1) 電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合
 - (2) 労働保険関係手続（保険料申告関係）については、労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合。

◎ 詳細については、健康保険（協会けんぽ管掌の事業所に限る）・厚生年金保険に関する手続は年金事務所に、労働保険に関する手続は事業所の所在地を管轄する労働局に、雇用保険の被保険者に関する手続はハローワーク又は都道府県労働局雇用保険電子申請事務センターにお問い合わせください。